

令和 6 年第 3 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年9月5日（木）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年9月5日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和6年9月5日 午前11時17分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	14番 西 館 芳 信			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 5 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	2 報告第 6 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	3 報告第 7 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	4 報告第 8 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	5 報告第 9 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）		
	6 報告第 10 号	放棄した債権の報告について		
	7 報告第 11 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告について		
	8 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	9 諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	10 議案第 41 号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について		
	11 議案第 42 号	おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第 43 号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第 44 号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第 45 号	おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	15 議案第 46 号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について		
	16 議案第 47 号	木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について		
	17 議案第 48 号	木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について		
	18 議案第 49 号	木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について		
	19 議案第 50 号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について		
	20 議案第 51 号	いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について		
	21 議案第 52 号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		
	22 議案第 53 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について		
	23 議案第 54 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について		
	24 議案第 55 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について		

	25	議案第 5 6 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
	26	議案第 5 7 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
	27	議案第 5 8 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
	28	議案第 5 9 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
	29	認定第 1 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	30	認定第 2 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	31	認定第 3 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	32	認定第 4 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	33	認定第 5 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	34	認定第 6 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	35	認定第 7 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	36	認定第 8 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	37	報告第 1 2 号	令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 5 号	おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について
	2	発委第 6 号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について
	3	発委第 7 号	おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について
開 議	午前 1 0 時 0 0 分		
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
	6 番	佐々木	勝 議員
	7 番	澤 上	訓 議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)
開議宣告	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、14番、西館芳信議員は欠席であります。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名 議員の指名	松林議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、6番、佐々木 勝議員及び7番、澤上 訓議員を指名いたします。
会期議題	松林議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る8月6日告示、本日招集されました令和6年第3回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般、8月30日午前10時から議会

諸般の報告	松林議長	運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日 9 月 5 日から 9 月 12 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。 本日、5 日は議案等の一括上程及び決算特別委員会の設置、6 日、7 日、8 日は議案熟考のための休会、9 日は一般質問、10 日は議案審議、11 日、引き続き議案審議及び決算特別委員会における付託議案の審査、12 日、引き続き決算特別委員会における付託議案の審査、及び特別委員会終了後に本会議での認定議案等の審議、以上のとおり、進行してまいりたいと思います。 なお、議事進行状況により日程が変更となる可能性もございます。議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。 議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 9 月 5 日から 9 月 12 日までの 8 日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日 9 月 5 日から 9 月 12 日までの 8 日間とすることに決しました。
諸般の報告	松林議長	日程第 3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 次に、地方教育行政の組織及び運営上に関する法律第 26 条の規定に基づき「令和 5 年度おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」が議会に提出されましたので、各議員に配付いたします。 また、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。 先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第 2 号については議員への資料配付とすることにいたしましたの

議案の一括 上程	松林議長	で、ご了承ください。 なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真撮影のため関係職員が議場内を出入りすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告いたします。 日程第４、議案の一括上程について。 報告第５号から報告第１２号まで、諮問第１号から第２号及び議案第４１号から議案第５９号までの以上２９件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。 町長。
提案理由の 説明	町長 (成田 隆君)	おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 初めに、報告第５号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、本年４月９日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第１号の規定に基づき、去る７月８日付で専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告するものであります。 次に、報告第６号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、本年４月９日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第１号の規定に基づき、去る７月８日付で専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告するものであります。 次に、報告第７号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、本年４月９日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方

		自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る7月8日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 次に、報告第8号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、本年5月15日に発生した町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る8月19日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 次に、報告第9号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。 本件は、本年5月17日に発生した町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る8月29日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 次に、報告第10号、放棄した債権の報告についてご説明申し上げます。 本件は、町の債権のうち、町営住宅使用料について債権放棄したので、おいらせ町債権管理条例第13条第2項の規定により報告するものであります。 次に、報告第11号、令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告についてご説明申し上げます。 本件は、継続費を設定しておりました下水道事業電算システム構築事業の継続年度終了に伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものであります。 次に、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、前委員であります西舘あい子氏の退任に伴いまして、次期委員候補者として川口晴彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 次に、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め
--	--	--

		ることについてご説明申し上げます。 本案は、前委員であります齊藤晴美氏の退任に伴い、次期委員候補者として高谷直子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 次に、議案第41号、おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、令和7年4月1日以降に任命する農業委員会の委員数を見直しし、定数を減数変更するため提案するものであります。 次に、議案第42号、おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、減収補填措置の対象施設を追加するため、提案するものであります。 次に、議案第43号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、令和6年12月2日付で国民健康保険法が一部改正され、被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第44号、おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第45号、おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に関して必要な事項を定めるため提案するものであります。 次に、議案第46号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
--	--	--

		本案は、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、他市町村から区域外就学する児童生徒等を学校給食費無償化事業の対象者とする拡大を図るため提案するものであります。 次に、議案第４７号、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため、建築工事について、去る８月２１日に株式会社柏崎組ほか１１者による指名競争入札を執行したところ、６億９，８５０万円で株式会社柏崎組が落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。 次に、議案第４８号、木ノ下中学校講堂改築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため、電気設備工事について、去る８月２１日に株式会社パル電装技研ほか９者により指名競争入札を執行したところ、５，６６８万３，０００円で有限会社アイテックが落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。 次に、議案第４９号、木ノ下中学校講堂改築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、木ノ下中学校講堂改築工事施工のため、機械設備工事について、去る８月２１日に不二興管工業株式会社ほか９者により指名競争入札を執行したところ、６，７６５万円で株式会社成田総合設備が落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。 次に、議案第５０号、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、いちょう公園テニスコートについて、人工芝の改修やテニスポストの更新などの工事を行うもので、去る８月２１日に株式会社柏崎組ほか８者により条件付一般競争入札を執行したところ、６，７
--	--	---

		10万円で株式会社種市建業が落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。 次に、議案第51号、いちょう公園体育館移動バスケットゴール購入契約の締結についてご説明申し上げます。 本案は、動作不良により令和5年度中に処分をした、いちょう公園体育館移動式バスケットゴールを一对購入するもので、去る8月21日にゼビオ株式会社ネクスカンパニータケダスポーツ下田店ほか8者により指名競争入札を執行したところ、627万円で株式会社石岡燃料スポーツが落札者として決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。 次に、議案第52号、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため提案するものであります。 次に、議案第53号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億7,109万円を追加し、124億3,715万9,000円とするものであります。 主な内容は、歳出では、制度改正に伴い児童手当の拡充を増額し、小中学校の大型提示装置購入費用を計上するほか、町民交流センター照明器具改修工事費を増額するものであります。 一方、歳入では、町税、地方交付税及び前年度繰越金を増額し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。 また、第2表継続費補正は、1件の変更を行い、第3表繰越明許費は、1件の事業を設定し、第4表債務負担行為は、1件の期間と限度額を定め、第5表地方債補正は、1件の追加と3件の変更を行うものであります。 次に、議案第54号、令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計
--	--	--

	補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に９９１万１，０００円を追加し、２３億２，１１１万７，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、国民健康保険システム改修委託料を増額し、前年度保険給付費等の実績精算に伴う県費返還金を計上する一方、歳入では、国民健康保険事業基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 次に、議案第５５号、令和６年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に５万１，０００円を追加し、１，９１９万１，０００円とするものであります。 主な内容は、歳入の奨学基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 次に、議案第５６号、令和６年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に１億２，７１５万８，０００円を追加し、２５億６，２３９万５，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、前年度介護給付費負担金の実績精算に伴う国庫返還金及び県費返還金を計上する一方、歳入では、介護保険給付費準備基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 次に、議案第５７号、令和６年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に３，７８２万８，０００円を追加し、３億３，２４２万３，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。 次に、議案第５８号、令和６年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に１，３１５万６，０００円を追加し、予定額を１０億９，１２７万１，０００円とするほか、資本的支出の既決予定額に５８０万円を追加し、支出予定額を７，０７５万５，０００円とするものであります。 なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保
--	---

		資金を充当するものであります。 次に、議案第59号、令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に468万1,000円を追加し、収入予定額を8億8,482万9,000円とし、支出予定額を7億6,949万9,000円とするほか、資本的収入及び支出の既決予定額に441万7,000円を追加し、収入予定額を6億8,097万5,000円とし、支出予定額を8億8,230万4,000円とするものであります。 次に、報告第12号、令和5年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。 本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付し報告するものであります。 以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	今、町長が提案理由を申し上げましたが、議案件名で3か所訂正がありますので訂正申し上げます。 まず、提案理由書で11ページであります。議案第48号、木ノ下中学校講堂改築工事の次の「電気設備」を発言しておりませんでしたので追加いたします。正しくは、議案第48号、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結についてであります。 もう1か所、11ページの下の方であります。議案第49号、木ノ下中学校講堂改築工事の次、「機械設備」を抜けておりました。正しくは、議案第49号、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結についてであります。 3つ目が、提案理由書13ページになります。議案第51号になります。いちょう公園体育館移動バスケットゴールと申し上げましたが、正しくは、いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約

監査委員の 報告		の締結についてであります。 以上３件訂正申し上げます。 以上です。
	松林議長	先ほど、１０番、１１番と言いましたけれども、１１番さんには間違っていましたので、大変失礼いたしました。おわびしたいと思います。
	松林議長	以上で提案理由の説明が終わりました。
	松林議長	次に、監査委員から、報告第１２号、令和５年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見の報告を求めます。 監査委員。
	監査委員 (柏崎堅一君)	代表監査委員の柏崎でございます。 令和５年度会計、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見の報告をいたします。 健全化判断比率については、町から示された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの指標と、その算定の基礎となる書類並びに関係する会計の資金不足比率と、その算定の基礎となる書類について、財政管財課の説明を受け審査を行いました。 その結果、財政健全化判断比率の各指標につきましては、書類も適正に作成されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度に引き続き数値は出ておらず、また、将来負担比率についても数値は出ておらず、実質公債費比率は早期健全化基準、再生基準を下回っていることなどから、特に指摘すべきことはありませんでした。 また、経営健全化の判断材料となる資金不足比率におきましても、同じく書類が適正に作成されており、かつ、病院事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計とも経営健全化基準である資金不足比率は２０％を下回っており、資金不足の状況にはなっておらず、これにつきましても、特に指摘すべきことはありませんでした。 しかしながら、実質単年度収支は２年連続の赤字となり、経常収支比率は９４．７％と前年度より上昇するなど、各指標に留意する必要

議案の一括 上程	松林議長 松林議長	があります。 以上、詳しくは意見書をご覧くださいますようお願い申し上げ、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関わる審査の結果の報告いたします。 以上です。 以上で審査結果の報告が終わりました。 次に、発委第5号から第7号まで、以上3件を一括上程いたします。 議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。 議会運営委員長。 川口議会運営委員長 発委第5号、おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う標準町村議会委員会条例の一部の改正に鑑み、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直し等を行う提案をするものであります。 その主な改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけが2類相当から5類に移行されたことにより、委員会の開会の特例第13条の2を「大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由」に改め、また、若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、「育児、介護その他のやむを得ない事由」もオンラインの要件に加えるものであります。 また、改正前の委員の選任第7条第2項により、選任時期に誤解が生じることなどから見直しを行うものであります。 この条例の施行期日は、公布の日からとするものです。 次に、発委第6号、おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う標準町村議会会議規則の一部の改正に鑑み、議会に係る手続についてオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所
---------------------	-------------------------	--

		要の整備を行うため提案するものであります。 その主な改正内容ですが、「１９章 補足」に各手続のオンライン化に対応する通則的な規定を新設し、また「会議時間」、第９条中、会議外である場合において、議長が災害など緊急を要し、特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを新設。「携帯品」、第１０３条中、「つえ」、「写真機及び録音機の類」を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届出制とするもので、その他、現在の法令では使用されない用語の改正を行うものであります。 この規則の施行期日は、公布の日からとするものでございます。 次に、発委第７号、おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、おいらせ町議会会議規則に規定する通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるため提案するものであります。 その内容ですが、会議規則等のデジタル化についてのみ規定するものであります。 この訓令の施行期日は、公表の日からとするものでございます。 以上３件を一括上程しますので、何とぞ原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。
	松林議長	以上で提案理由の説明は終わります。
	松林議長	お諮りします。 休憩したほうがよろしいですか。 暫時休憩します。１５分間休憩いたします。
	松林議長	（休憩 午前１０時４１分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
	松林議長	（再開 午前１０時５５分） 日程第５、認定議案の一括上程について。 認定第１号から認定第８号までの、以上８件を一括上程いたします。

提案理由の 説明	町長 (成田 隆君)	町長からの提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。 本定例会に提案いたしました令和５年度の決算認定議案につきまして、議員並びに町民各位のご助言やご協力を賜りながら所期の目的を達成することができましたことに対し、心から感謝申し上げます。 それでは、令和５年度おいらせ町一般会計、各特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算について、順次ご説明申し上げます。 各認定議案につきましては、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。 また、施策の効果等を検証するため、別冊にて主要施策の成果を調製しておりますので、皆様のご審議の参考に供したいと思います。 初めに、認定第１号、令和５年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額１２７億３，３１６万７，０００円に対し、歳入決算額は１２２億６，６９９万３４３円となり、前年度と比較しますと１．１％の増となっております。 なお、不納欠損額は８１６万６，４６９円、収入未済額は５億８９０万２，０８２円で、繰越明許費の未収入特定財源４億２，２８２万５，０００円を差し引いた収入未済額は８，６０７万７，０８２円となりました。不納欠損額、収入未済額ともに大部分は町税となっております。 一方、歳出決算額は１１９億３，６１４万４，７０２円となり、前年度と比較しますと１．４％の増となっております。 また、翌年度繰越額は５億２，７２８万９５５円で、不用額は２億６，９７４万１，３４３円となっております。 その結果、歳入歳出差引額３億３，０８４万５，６４１円から繰越財源８，９７９万９５５円を差し引いた２億４，１０５万４，６８６円が実質収支額となりましたので、１億６，０００万円を財政調整基金に積立てし、残額の８，１０５万４，６８６円を令和６年度へ繰越しするものであります。 次に、認定第２号、令和５年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。
---------------------	-----------------------	---

		歳入歳出予算総額 23 億 615 万円に対し、歳入決算額は 22 億 5,979 万 1,052 円となり、前年度と比較しますと 1.6% の減となっております。 一方、歳出決算額は 22 億 2,401 万 7,211 円となり、前年度と比較しますと 1.2% の減となっております。 その結果、歳入歳出差引額 3,577 万 3,841 円を令和 6 年度へ繰越しするものであります。 次に、認定第 3 号、令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額 1,966 万 9,000 円に対し、歳入決算額は 2,011 万 6,462 円となり、前年度と比較しますと 29.9% の増となっております。 一方、歳出決算額は 1,965 万 8,802 円となり、前年度と比較しますと 30.6% の増となっております。 その結果、歳入歳出差引額 45 万 7,660 円を令和 6 年度へ繰越しするものであります。 次に、認定第 4 号、令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額 10 億 5,382 万 1,000 円に対し、歳入決算額は 10 億 846 万 9,447 円となり、前年度と比較しますと 1.9% の減となっております。 一方、歳出決算額は 9 億 9,368 万 5,365 円となり、前年度と比較しますと 2.7% の減となっております。 その結果、歳入歳出差引額 1,478 万 4,082 円は、令和 6 年 4 月 1 日より地方公営企業法を適用したことに伴い下水道事業会計に引き継いでおります。 次に、認定第 5 号、令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額 1 億 6,880 万 2,000 円に対し、歳入決算額は 1 億 5,961 万 3,510 円となり、前年度と比較しますと 37.5% の減となっております。 一方、歳出決算額は 1 億 4,262 万 1,767 円となり、前年度と比較しますと 43.3% の減となっております。 その結果、歳入歳出差引額 1,699 万 1,743 円から繰越財源 73 万円を差し引いた 1,626 万 1,743 円は、令和 6 年 4 月 1
--	--	---

		日より地方公営企業法を適用したことに伴い下水道事業会計に引き継いでおります。 次に、認定第6号、令和5年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額24億4,572万円に対し、歳入決算額は24億4,681万8,277円となり、前年度と比較しますと2.3%の増となっております。 一方、歳出決算額は22億7,161万3,824円となり、前年度と比較しますと1.5%の増となっております。 その結果、歳入歳出差引額1億7,520万4,453円を令和6年度へ繰越しするものであります。 次に、認定第7号、令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算総額2億7,977万6,000円に対し、歳入決算額は2億7,878万2,622円となり、前年度と比較しますと8.6%の増となっております。 一方、歳出決算額は2億7,149万4,218円となり、前年度と比較しますと8.4%の増となっております。 その結果、歳入歳出差引額728万8,404円を令和6年度へ繰越しするものであります。 次に、認定第8号、令和5年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。 決算額は、いずれも税抜処理後の金額であります。 まず、収益的収入及び支出については、予算総額10億7,187万1,000円に対し、収入決算額は9億8,081万6,541円、支出決算額は10億1,856万620円となり、差し引き3,774万4,079円の純損失となりました。 収入決算額は、前年度と比較しますと0.1%の増となりました。 一方、支出決算額は8.9%の増となりました。 次に、資本的収入及び支出については、収入決算額3,217万円に対し、支出決算額は5,707万円となり、不足分については損益勘定留保資金で補填しております。 以上、本定例会に提案いたしました決算認定議案につきまして、その提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重
--	--	--

議案の付託	松林議長 松林議長 (議員席)	度末に比べ約１０億９，２１４万円減少しています。 財産に関する調書については、適正に作成され、調書記載額は関係帳簿と符合しており、計数等に誤りはなく、記載事項も適正に表示されているものと認められ、基金についても、年度末残高は約６９億１，７０６万円で、前年度末に比べ約２億６，６１０万円増加しました。適正な運用がなされたものと認められました。 町税収納率は９７．２％と前年度より０．３ポイント上昇し、高い水準を維持しています。収納対策が適切に実施された結果であります。また、町税以外の収納率もおおむね良好で、自主財源確保への努力の跡が見られます。 病院事業会計では、収益的収支で約３，７７４万円の純損失が生じ、３年ぶりの赤字となっております。物価高騰による委託料の増加や令和４年度に購入した電子カルテの減価償却が始まったことによる影響は大きいと思いますが、経営計画に基づいた収益向上などの取組により、安定的な病院経営を図っていただきたいと思います。 今後も、地域住民の健康と安心を守るため、医療体制を確保しながら、地域医療の根幹を担う医療機関としてその責務を果たされるよう期待しております。 最後になりますが、財政運営に際しましては、厳しい状況下ではありますが、限りある財源の有効活用を図り、魅力ある、活力あふれるまちづくりを進めていただくことを期待しております。 以上、詳細につきましては、お配りしております意見書をご覧くださいますようお願い申し上げ、決算審査の報告といたします。 以上です。 以上で決算審査の報告が終わりました。 日程第６、決算特別委員会の設置及び認定議案の付託についてをお諮りします。 認定第１号から認定第８号までの認定議案については、慣例により、１６人の議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。 **「なし」の声**
-------	--------------------------------------	---

決算特別委員長・副委員長の互選	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案については、16人の全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。 次に、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを行います。 このことについては、先般開催されました議会運営委員会において、総務文教常任委員会の委員長と同副委員長が当たることとし、話し合われましたので、これによりたいと思います。 ご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 お諮りします。 決算特別委員会の委員長には、総務文教常任委員会委員長の檜山忠議員を、同副委員長には、総務文教常任委員会副委員長の小向幸祐議員を選任することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
日程終了の告知	松林議長	異議なしと認めます。 よって、決算特別委員会の委員長に檜山忠議員が、副委員長に小向幸祐議員が選任されました。
	松林議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。
	松林議長	9日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
	松林議長	本日は、これで散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。 (散会時刻 午前11時17分)
次回日程の報告	松林議長	
散会宣告	松林議長	
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 佐々木 勝

署名議員 澤 上 訓